

基監発第0725002号

平成15年7月25日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成15年度における新規起業事業場の労働条件整備
サポート事業の実施について

平成11年4月1日付け基発第224号「新規起業事業場の労働条件整備サポート事業の実施について」をもって指示された標記事業について、本年度においては、社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）の会長通知（別添1）のとおり実施することとされたので、本事業の運営が円滑に行われるよう、情報提供、新規起業事業場に対する本事業の勧奨等について必要な協力、援助方お願いする。

なお、本事業の実施に関する留意事項について、全基連事務局長から都道府県支部事務局長に対し、別添2のとおり通知されているので参考までに送付する。

(別添1)

全基連発第53号の1

平成15年4月1日

全基連各都道府県支部長 殿

(社) 全国労働基準関係団体連合会

会長 三善信一

平成15年度新規起業事業場の労働条件整備サポート事業の実施について

標記の事業については、厚生労働省からの委託を受け貴支部のご協力のもとに実施してまいりましたが、本年度も同事業を受託することになりました。

については、別添「新規起業事業場の労働条件サポート事業実施要綱」及び下記の点にご留意のうえ、同事業の円滑な推進に引き続きご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、本事業に関して、厚生労働省労働基準局監督課長から都道府県労働局長に対し別途指示がされる予定であり、その際はその写しを送付することとしているので、念のため申し添えます。

記

1 事業の目的について

本事業は、都道府県支部（以下「支部」という。）に労働条件整備コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置及び労働条件整備コーチャー（以下「コーチャー」という。）の登録をして、新規起業事業場に対し、その設立当初に労働条件の整備のための支援を行い、もって労働者の労働条件の確保に資することを目的とする。

2 事業の内容について

(1) コーディネーターによる本事業の統括管理等

① 配置

全基連は、各支部に、本事業全体の統括管理業務を行うコーディネーターを原則として1名配置する。

② 委嘱

全基連は、支部長が都道府県労働局長と協議のうえ推薦する者をコーディネーターとして委嘱する。

③ 職務

コーディネーターは、支部長の指示を受け、本事業全体の統括管理業務、支部の窓口に来所した新規起業事業主への指導、助言及び情報提供、本事業に関する申請の受理、コーチャーに対する指示及び指導、関係団体との連携等を行う。

(2) コーチャーによる指導、助言等

① 登録

全基連は、各支部に、新規起業事業場を訪問し直接その実態に合わせて指導、助言及び情報提供を行うコーチャーを、各都道府県労働局管下の労働基準監督署の数に相当する程度の人数を登録する。

② 委嘱

全基連は、支部長が都道府県労働局長と協議のうえ推薦する者をコーチャーとして委嘱する。

③ 職務

コーチャーは、コーディネーターの指示、指導に基づき申請がなされた事業場を直接訪問し、コーチャー用指導マニュアル等を用いて労働条件制度の整備に必要な指導、助言及び情報提供を行う。

(3) 指導用資料の作成

全基連は、労働条件整備サポート検討委員会を設置し、同委員会での検討結果等に基づき、情報提供用パンフレット、労働条件整備の状況に応じて労働条件の整備について指導及び助言を行うためのプログラムメニュー等を作成する。

(4) 求人開拓、雇用創出への相談・支援の実施

現下の厳しい雇用失業情勢の中で、本事業においても求人開拓、雇用創出への相談・支援に取り組むこととなり、平成11年7月1日付け全基連発第116号をもってその円滑な実施をお願いしたところであるが、本年度は同15年4月^末日付け事務連絡で示したところにより積極的に取り組まれないこと。

3 広報周知活動について

支部は、地区労働基準協会等、都道府県内の商工会議所、商工会及び建設業協会等の経営者団体や公共職業安定所等の協力を得て、ポスターの掲示、パンフレットの窓口配布等により本事業の広報周知に努めること。

4 事業運営費の交付について

本事業の実施に必要な経費については、別途事務局長が通知する「新規起業事業場の労働条件整備サポート事業の実施に当たって留意すべき事項について」で示すところにより、全基連において所要経費を算定のうえ交付する予定である。

5 都道府県労働局との連携について

支部は、本事業を実施するに当たり、コーディネーター等の選任はもとより事業全般について、都道府県労働局との連携を図ること。

6 事業実施結果の報告について

支部は、本事業の実施結果について、「労働条件整備サポート事業実施結果報告書」(別添様式第1号)により、平成16年3月末日までに全基連あて報告すること。

様式第1号

平成 年 月 日

(社) 全国労働基準関係団体連合会会長 殿

支 部 名

支 部 長 名

印

平成15年度労働条件整備サポート事業実施結果報告書

標記について、別紙のとおり報告します。

労働条件整備指導結果

(1) 事業場の規模別指導件数

労働者数	9人以下	件	}	計	件
	10人～29人	件			
	30人以上	件			

(2) 事業場の申請要件別指導件数

新たに事業を始めた事業場	件
新分野に進出した事業場	件

(3) 事業場の業種別指導件数

製造業	件	保健衛生業	件
建設業	件	接客娯楽業	件
運輸業	件	清掃・と畜業	件
商業	件	その他の事業	件
通信業	件		
教育・研究業	件		

(4) 内容別指導件数

(重複している場合は各項目についてそれぞれ記入すること)

①労働契約	件	⑥退職、定年制、退職金制度	件
②労働時間、休日・休暇	件	⑦就業規則	件
③賃金制度	件	⑧採用・人材確保	件
④配転・出向	件	⑨労災保険・雇用保険	件
⑤解雇	件	⑩その他	件

(注) コーチャーより提出された指導結果報告書及び労働条件整備診断票を添付すること。

新規起業事業場の労働条件整備サポート事業実施要綱

1 事業の目的

最近の景気の低迷、厳しい雇用失業情勢の中で、経済の活性化を図り、真に活力ある経済社会を築くためには、ベンチャービジネスをはじめ新規起業の促進を図っていくことが重要である。このような新規起業事業場の発展は人材に支えられているところが大きく、労働条件の適正化は必要不可欠であるが、一般に労働条件の整備を図るための情報やノウハウを十分に有していない状況にある。

このため、新規起業事業場に対し、なるべく早い段階で労働基準法等関係法令や労働条件管理について専門的な知識を有する者によって事業場の実態に合わせた指導、助言及び情報提供を実施することにより、労働条件の整備を図ることを目的とする。

また、雇用失業情勢がますます厳しくなる中、本事業においても求人開拓、雇用創出への相談支援を実施することとし、採用計画の作成、要員の確保及び雇用調整に関する労働条件整備等についても指導、助言及び情報提供を行う。

2 事業の実施方法

本事業は、厚生労働省労働基準局長が社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）に委託して行う。

3 事業の内容

本事業の目的を達成するため、全基連の都道府県支部（以下「支部」という。）に本事業全体の統括管理業務を行う労働条件整備コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を各1名委嘱し配置するとともに、新規起業事業場を訪問し直接その実態に合わせて指導、助言及び情報提供を行う労働条件整備コーチャー（以下「コーチャー」という。）を各支部ごとに労働基準監督署の数に相当する程度の人数を委嘱して登録し、申請に応じて事業場に派遣できるよう配置する。

また、支部に雇用・労働条件管理に関する相談コーナーを設置する。

(1) 対象事業場

本事業の対象となる新規起業事業場は、設立（分社化し独立した場合を含む）又は事業開始等労働基準関係法令の適用を受けるようになった日又は異業種に進出し、当該異業種の事業に労働者を配置した日からおおむね5年以内の事業場とする。

(2) コーディネーター及びコーチャーの委嘱

コーディネーター及びコーチャーは、労働基準法等関係法令及び労働条件管理に精通し、事業場における労働条件の改善に熱意のある者であって、支部の長が都道府県労働局長と協議の上、推薦した者について、全基連の会長が委嘱する。委嘱期間は1年以内とする。

(3) コーディネーターの職務

- イ 本事業全体の統括管理業務
- ロ 支部に設置された相談コーナーに来所した新規起業事業者への指導、助言
- ハ 本事業に関する申請の受理
- ニ コーチャーに対する指示、指導
- ホ 公共職業安定所及び関係団体との連携

(4) コーチャーの職務

コーチャー用指導マニュアルによる申請事業場への指導、助言及び情報提供

(5) コーチャー用指導マニュアル等の作成

- イ 全基連に、労働条件整備に資するコーチャー用指導マニュアルを作成するため、労働条件整備サポート検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- ロ 全基連は、委員会での検討結果等に基づき、コーチャー用指導マニュアル、制度周知用及び情報提供用パンフレット、労働条件整備の状況に応じて労働条件の整備について指導及び助言を行うためのプログラムメニュー等を作成する。

(別添2)

全基連発第53号の2

平成15年4月1日

全基連各都道府県支部事務局長 殿

(社) 全国労働基準関係団体連合会
事務局長

平成15年度新規起業事業場の労働条件整備サポート事業の
実施に当たって留意すべき事項について

本年度における新規起業事業場の労働条件整備サポート事業の実施については、平成15年4月1日付全基連発第53号の1「平成15年度新規起業事業場の労働条件整備サポート事業の実施について」により通知いたしましたが、本事業の具体的な運用に当たっては、別添の「平成15年度新規起業事業場の労働条件整備サポート事業実施細部要領」(以下「実施細部要領」という。)によることとし、なお、下記の点にもご留意下さいますようお願い申し上げます。(別添略)

記

1 労働条件整備コーディネーターの推薦について

労働条件整備コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)は、都道府県労働局長と協議の上、推薦すること。

2 労働条件整備コーチャーの推薦について

労働条件整備コーチャー(以下「コーチャー」という。)については、労働基準監督署の数に相当する程度の人数を委嘱して登録し、申請に応じて事業場に派遣できるように配置することとしているが、予想される申請件数及び地理的要素等を勘案し、適宜必要と思われる人数を推薦すること。

3 雇用・能力開発機構都道府県センターとの連携について

雇用・能力開発機構都道府県センターとの連携を図るため、コーディネーターは同センターへ毎月必要とされる回数赴き、同センターにおいて次の事項を実施すること。

(1) 同センターが中小企業雇用創出助成金等に関する特別相談会を開催する日に、必要に応

じて臨時窓口を開設する。

また、同センターと協議の上、特別相談会において本事業に関する説明を行う。

(2) 本事業の周知を図るためのパンフレット等を同センターの窓口等に備えおくことを依頼する。

(3) 本事業について同センターに問い合わせ等が行われた場合に、臨時窓口の開設日時を教示するとともに、パンフレット等に記載されているコーディネーターの連絡先を教示することを同センターに依頼する。

なお、コーディネーターが同センターへ赴く回数等連携の具体的な方法等については、各都道府県の実情に応じてコーディネーターと同センターとの間において調整して行うこととし、場所的な制約等で同センターに臨時の窓口を開設することができない場合については、パンフレット等の備え付け、コーディネーターの連絡先の教示について依頼する。

4 支援事業場数について

本年度における貴支部の支援事業場数は を目安とすること。

但し、本年度は予算のうへで全体の支援事業場数が 2,000 件から 1,000 件に大幅に削減されたことにともない、貴支部の目安件数についても従来に比べ削減していますが、10～20%（目安件数が 40 件以上は概ね 10%が上限。）の範囲内で増加は可能ですので、目安件数を超える場合には予め本部に協議し、承認を得ること。（但し、承認は予算の範囲内で行うものとする。）

なお、対象とする新規起業事業場は、「設立又は事業開始等労働基準関係法令の適用を受けるようになった日から概ね 5 年以内の事業場」とすること。

5 予算の交付について

(1) 支部の標準経費は、次のとおりであること。

①コーディネーター謝金

ア. 支援事業場数が 22 件以上	@ 8,910 / 日 × 12 日 / 月 × 12 月
イ. 同 15 件以上 22 件未満	@ 8,910 / 日 × 10 日 / 月 × 12 月 (注)
ウ. 同 15 件未満は	@ 8,910 / 日 × 8 日 / 月 × 12 月 (注)

コーディネーター旅費 @ 740 × 5 日 / 月 × 12 月

②コーチャー謝金 @ 8,910 / 日 × 3 日 (1 事業場当たり)

同 旅費 @ 1,890 / 日 × 3 日 (同)

③コーチャー打合せ会議謝金 @ 8,910 / 日 × 1 日 (1 人当たり)

同 旅費 @ 1,890 / 日 × 1 日 (同)

同 賄費 @ 350 / 回 × 1 回 (同)

④支部補助者謝金 @ 6,080 / 日 × 2 日 / 月 × 12 月

⑤消耗品費等 @ 11,970 × 12 月

(注) 前記4の但し書きによって、本部と支援事業場数について協議し、承認を得た支部のうち、目安件数が22件未満で、コーディネーターの謝金が①イ、ウに該当する支部は、支援事業場数がイについて22件以上、ウについて15件以上となった場合、コーディネーターが新規起業事業場から22件目、15件目の本事業に関する申請書(「実施細部要領」様式第7号)を受理した月の翌月より、イはアに、ウはイにそれぞれ区分を変更して謝金の交付を行う。

6 支部への予算交付について

予算は、四半期毎に按分して「平成15年度労働条件整備サポート事業経費交付内訳書」(別紙様式第1号)により交付する予定であること。

7 コーディネーターの活動記録について

コーディネーターは、活動内容を「労働条件整備コーディネーター日誌」(「実施細部要領」様式第14号)に記入して保存すること。

8 各種の報告について

予算の支払状況については、「平成15年度労働条件整備サポート事業経費支払済額報告書」(別紙様式第2号)により、平成16年3月末日までに報告すること。

9 その他

(1) コーディネーター全国会議の開催について

本事業の具体的運用、留意事項等を伝達するとともに、各支部における本事業に対する取り組み等について研鑽するために、コーディネーターによる全国会議を開催することとしており、日程、予定等については別途通知します。

(2) 申請、報告等に必要な様式については、本通知及び実施細部要領に添付したものをコピーして使用すること。

平成 年 月 日

支 部 事 務 局 長 殿

(社) 全国労働基準関係団体連合会
事 務 局 長

平成15年度労働条件整備サポート事業経費交付内訳書

下記のとおり事業経費を交付します。

記

(単位：円)

科 目	交 付 額	備 考
コーディネーター関係経費		
① 謝 金		
② 旅 費		
コーチャー関係経費		
① 謝 金		
② 旅 費		
委託業務費等		
① 謝 金		
② 旅 費		
③ 庁 費		
合 計		
① 謝 金		
② 旅 費		
③ 庁 費		

平成 年 月 日

(社) 全国労働基準関係団体連合会会長 殿

支部名

代表者

平成15年度労働条件整備サポート事業経費支払済額報告書

下記のとおり精算報告します。

記

(単位：円)

科 目	交 付 額	支 出 額	残 額
コーディネーター関係経費			
① 謝 金			
② 旅 費			
コーチャー関係経費			
① 謝 金			
② 旅 費			
委託業務費等			
① 謝 金			
② 旅 費			
③ 庁 費			
合 計			
① 謝 金			
② 旅 費			
③ 庁 費			